課税対象者1.5倍

控除縮小でサラリーマンも

来年1月 相続増税

相続税が来年1月1日から増税となる。遺産から差し引く基礎控除が縮小され、課税対象者は現在の約1・5倍に増える見通し。

地価の高い都市部に一戸建てを持つ場合など、これまで相続税に縁の薄かった一般のサラリーマンも新たに対象となる可能性がある。

相続税はバブル期以降、地価が上昇する中で税負担が重くなりすぎないよう減税が繰り返されてきた。今回の増税は2013年度税制改正で決まり、財政が厳しい中で税収を増やすとともに、富を再分配して格差の固定化を防ぐのが狙い。

相続税は、遺産から基礎控除などを差し引いた上で税率をかけて総額を出す。基礎控除は現在「5千万円＋法定相続人1人当たり1千万円」で、年明けからは「3千万円＋法定相続人1人当たり600万円」に4割縮小される。

例えば夫が死亡し妻と2人の子が残された場合、遺産が8千万円以下なら現在は基礎控除で全額差し引かれ相続税がかからない。だが来年1月以降は4800万円を超えると控除の枠をはみ出すため、納税義務が生じる可能性がある。大和総研は遺産が5千万円なら10万円、8千万円なら175万円の相続税が新たに発生すると試算する。

亡くなった人のうち課税対象となったのは12年は全体の4・2%だったが、15年は約6%に拡大する見通しだ。納税義務を負う相続人の数も、全国で年間20万人近くまで広がる計算となる。

これと合わせて最高税率を現在の50%から55%に上げることなども決まっており、相続する遺産額が2億円を超える人は税負担が重くなる。

ただ、一律で増税となるわけではない。納税のために自宅を売らなくても済むよう、同居の親が亡くなって宅地を相続する場合などの特例措置は拡充。評価額を8割減額できる土地の上限が現在の240平方㍍から330平方㍍に広がる。

政府は相続税を増税する一方で、住宅取得や教育、子育てなどの資金を子や孫に贈る場合の贈与税非課税措置を充実させる考え。こうした制度をうまく活用することも税負担を軽くする有効な手段となりそうだ。

◆相続税　亡くなった人の土地やお金といった財産を譲り受けた人に課される税。評価額から基礎控除などを差し引き、税率をかけて税額を算出する。贈与税を含めた税収はピーク時の1993年度に2兆9377億円だったが、最近は1兆5千億円程度と低迷している。2012年に課税対象となった人100人に対して4・2人だった。

増税前後の相続税総額　※大和総研試算

遺産評価額	配偶者と子2人が相続 2014年まで	配偶者と子2人が相続 15年から	子2人が相続 14年まで	子2人が相続 15年から
5000万円	0円	10万円	0円	80万円
8000万円	0円	175万円	100万円	470万円
1億円	100万円	315万円	350万円	770万円
2億円	950万円	1350万円	2500万円	3340万円
3億円	2300万円	2860万円	5800万円	6920万円
5億円	5850万円	6555万円	1億3800万円	1億5210万円
10億円	1億6650万円	1億7810万円	3億7100万円	3億9500万円

相続税増税のイメージ
（父が死亡し、母と子2人が相続するケース）

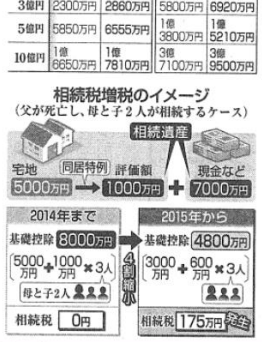

金の仏具や贈与信託 相続セミナー人気

相続税増税を来年1月に控え、節税ビジネスが盛り上がっている。金融や不動産業界が開くセミナーは情報を求める来場者で埋まり、金の仏具や贈与信託といった「関連商品」も人気を集める。

「遺産の分割は子ども時代からの不公平感といった感情が絡むので難しい」。今月13日、東京の不動産会社「日本財託」が新宿で開いた相続セミナーには約120人が集まり、会場はほぼ満席となった。中には新潟県や福岡県から訪れた人もいて、講師の説明に熱心に耳を傾けていた。

日本財託は投資目的の中古ワンルームマンションを扱っている。資産は現金や株式より不動産の形で保有する方が相続時の評価額が下がり、節税メリットがあると紹介。愛知県瀬戸市の会社役員(56)は「投資利回りを考えても、今は不動産を持つのが一番いい」と納得した様子だった。

節税策で「想定を超えるヒット商品」（大手銀行幹部）も生まれている。祖父母が孫へ教育資金を非課税で贈与できる新制度に対応して信託銀行などが販売する信託商品は、2013年4月の制度スタートから今年10月末までの累計契約数が9万4千件を超えた。

生前贈与を活用した保険も好調だ。例えば贈与税の非課税枠を使って親が子に資金を渡し、保険料を払ってもらうことで、死亡時に子が受け取る保険金を相続税の対象から外すことができる。

日本生命保険はこうした保険商品の今年4～11月の加入件数が前年同期比で3割伸びた。FPコンサルティング部の梅野あ弥部長は「相続税とは無縁だと考えていたサラリーマン世帯からの相談が多い」と話す。

変わったところでは、純金や18金でできた仏具がひそかに関心を集めている。日常の礼拝に使う仏具には相続税がかからないことに着目する人が増えているようだ。東京の貴金属販売「SCC」は売り上げが前年比で3～4割程度伸びている。節税策として客に勧めているわけではないが、売れ筋は200万～300万円の仏鈴で、1千万円を超える高額品を買う人もいるという。

ただ「骨董的価値があるなど投資対象と見なされる場合は相続税がかかる」（国税庁）ため注意が必要だ。